

高坂墓園についてご案内

令和6年3月

常滑市建設部都市計画課

目次

1. 高坂墓園墓所使用者募集要項・・・・・・・・・・1ページ
2. 墓所の使用について・・・・・・・・・・3ページ
3. 各種届出について・・・・・・・・・・5ページ
4. よくあるFAQ・・・・・・・・・・6ページ
5. 高坂墓園平面図・・・・・・・・・・8ページ
6. 高坂墓園位置図・・・・・・・・・・9ページ

1. 高坂墓園墓所使用者募集要項

お申し込みの前に、この案内書をよくお読みいただき、使用の条件をあらかじめご確認ください。

1. 申込資格について

- 墓所の使用を申し込みができる方は以下のとおりです。
 - ▽本市に引き続き3か月以上在住する方
 - ▽市外の方で本市に本籍のある方
 - ▽市外の方で本市に墓地のある方
- 申し込みは1世帯1区画に限ります。原則として世帯主の名義でお申し込みください。

2. 区画・永代使用料・管理料について

区画ごとの永代使用料は、以下の表のとおりです。

なお、各区画の残区画数については都市計画課までお問い合わせください。

区画	永代使用料			管理料
	新品区画※1	新古区画※2	中古区画※3	
Aブロック		254,400円	127,200円	税抜3000円/年
Fブロック		254,400円	127,200円	
Bブロック		288,000円	144,000円	
Cブロック		288,000円	144,000円	
Gブロック	360,000円	288,000円	144,000円	
Eブロック	400,000円	320,000円	160,000円	

※1 購入歴がない区画

※2 購入歴があり、墓標設置歴がない区画

※3 購入歴があり、墓標設置歴がある区画

3. 申込方法について

以下の手順で申込となります。なお、**使用許可された墓所は後日変更できません。**

現地を十分にご覧の上、墓所の区画番号を確認してお申し込みください。

また、将来にわたり管理をしていただくこととなりますので、ご家族と事前に相談の上お申し込みください。

- (1) 空き区画であるか確認の上、現地を見て希望の墓所区画を選んでいただきます。
(申請書は、都市計画課で受取または市役所ホームページからダウンロードできます。)
- (2) 申請書類確認後、永代使用料の納付書と管理料の納付書を2枚送付いたします。
一括払いで納期限までに金融機関またはコンビニにて払い込みください。
- (3) 永代使用料と管理料の納付が確認できましたら、使用許可証を送付いたします。

4. 申込に必要なものについて

申請資格者ごとに必要書類が異なりますので、ご確認ください。

申請資格者	必要書類
本市に引き続き3か月以上在住する方	<ul style="list-style-type: none">高坂墓園墓所使用許可申請書住民票(世帯全員の本籍・続柄入りのもの)口座番号がわかるもの及び銀行届出印 (※翌年度からの管理料口座引き落とし用納付書払い希望の場合、不要)
市外の方で本市に本籍のある方	<ul style="list-style-type: none">高坂墓園墓所使用許可申請書住民票(世帯全員の本籍・続柄入りのもの)保証人の住民票 (世帯全員の本籍・続柄入りのもの) (※本市に在住する20歳以上の者1名)口座番号がわかるもの及び銀行届出印 (※翌年度からの管理料口座引き落とし用納付書払い希望の場合、不要)
市外の方で本市に墓地のある方	<ul style="list-style-type: none">高坂墓園墓所使用許可申請書住民票(世帯全員の本籍・続柄入りのもの)保証人の住民票 (世帯全員の本籍・続柄入りのもの) (※本市に在住する20歳以上の者1名)墓地管理者の証明書口座番号がわかるもの及び銀行届出印 (※翌年度からの管理料口座引き落とし用納付書払い希望の場合、不要)

5. 管理料の払い込みについて

翌年度以降は、4月1日時点の所有者に管理料を請求させていただきます。支払い方法は、口座振替または納付書払いどちらかを選択できます。なお、年度途中で返還された場合でも管理料の還付はございませんのでご了承ください。

6. 申込受付先について

場所：常滑市役所建設部都市計画課 (2階10番窓口)

2. 墓所の使用について

1. 墓所の使用について

- 墓所の使用権は、墓所を売り渡すものではありませんので、他人に転貸または譲渡することはできません。
- 使用許可を受けた墓所区画の管理（除草等）は、使用者で行っていただきます。**
- お参り後は、お供え物や花の包み紙等は持ち帰りにご協力ください。

2. 使用権の承継について

墓所の使用権は、祖先の祭祀を主宰する方に限り、承継できます。

3. 使用権の消滅について

使用者の住所や生死が不明となって10年を経過し、かつ祖先の祭しを主宰する者がいないときは、使用権は消滅します。

4. 墓所の返還について

使用許可を受けた後、墓所を返還される場合は、永代使用料を以下のとおり還付します。なお、管理料の還付はございません。

購入時の区画	墓標設置歴	返還時期			
		1年以内	3年以内	5年以内	5年を経過
新品区画	設置なし	使用料の80%	使用料の60%	使用料の40%	還付なし
	設置あり	使用料の40%	使用料の30%	使用料の20%	還付なし
新古区画 中古区画	設置なし 設置あり	還付なし			

5. 墓所の使用方法について

墓標等を設置する場合、以下の条件に従ってください。

▽境界ブロックの取り外し、または移動をしてはならない。

▽墓標その他、これに類する物は、境界ブロックの頂点から高さ170cmを越えてはならない。

▽墓標の台石は、境界ブロックから30cm以上内側に設置しなければならない。

▽墓所内の樹木については、境界ブロックの内側とし、その高さは境界ブロックの頂点より70cmを越えないように管理しなければならない。

▽墓所内の敷地の高さは、境界ブロックの頂点より5cmから10cm下げた範囲とする。

▽囲障は、境界ブロックの内側より5cm以上離し、高さは境界ブロックの頂点より50cmを越えてはならない。

▽墓標は1墓所に1基とする。

▽墓標以外の設置物を設置する場合は、境界ブロックの内側より5cm以上離し、その高さは、境界ブロックの頂点より85cmを越えてはならない。

3. 各種届出について

高坂墓園を利用し、以下の事由が生じた場合都市計画課へ届出をお願いいたします。

事由	申請時期	必要書類
墓標等を建てる時 墓標等を撤去するとき	工事前	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手届 ・関係図面
墓標等を建てたあと 墓標等を撤去したあと	工事後	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了届 ・完了写真
納骨するとき（埋蔵）	納骨前	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵物届出書 ・使用許可証（原本） ・死体火葬許可証 【戒名がある場合】戒名の控え
納骨するとき（改葬※1）	納骨前	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵物届出書 ・使用許可証（原本） ・改葬許可証 【戒名がある場合】戒名の控え
使用許可を受けた方が 亡くなった・変更したいとき	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・使用権承継申請書 ・使用許可証（原本） ・前使用者と承継する方との続柄を証明する書類※2 【管理料を口座引き落としにする場合】 預金口座番号 銀行届出印
住所・本籍・氏名が変更したとき		<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可証変更申請書 ・使用許可証（原本） ・住民票または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） （変更の新旧がわかるもの）
使用許可証を紛失したとき		<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可証再交付申請書 ・再発行手数料（200円）
管理料引落とし口座を変更するとき		<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書※3 ・預金口座番号が分かるもの ・銀行届出印

※1 遺骨を墓地・納骨堂から、他の墓地・納骨堂へ移すことを指します。

※2 (同居親族から承継する場合)本籍・続柄入りの世帯全員の住民票をご持参ください。
(同居親族以外から承継または前使用者が死亡後の承継の場合)戸籍個人事項証明書をご持参ください。

※3 ホームページに様式を掲載しておりません。都市計画課で配布しています。

4. よくあるFAQ

Q1.永代使用料や管理料の支払いが可能な金融機関等はどこですか。

A1.口座振替と納付書によって異なります。

口座振替の場合

- 知多信用金庫
- JAあいち知多農協
- 三菱UFJ銀行
- 中京銀行
- 半田信用金庫
- 西尾信用金庫
- ゆうちょ銀行
- 東海労働金庫

納付書払いの場合（※詳細は納付書裏面をご確認ください。）

(1) 常滑指定金融機関の窓口での支払い方法

- 知多信用金庫
- JAあいち知多農協
- 中京銀行
- 半田信用金庫
- 西尾信用金庫
- 東海労働金庫
- 三菱UFJ銀行
- 常滑市役所

※R6.4より三菱UFJ銀行で支払う場合、手数料が必要のためご注意ください。

(2) コンビニ支払い方法

- ローソン
- セブンイレブン
- ファミリーマート
- ミニストップ 等

※その他コンビニ等については、納付書裏面をご確認ください。

(3) スマートフォン決済アプリで支払い方法

- PayPay
- LINE Pay
- auPAY
- PayB
- FamiPay
- d払い

※利用方法は、各アプリ事業者のホームページよりご確認ください。

※納期限が過ぎた納付書は使用できません。

※納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるものについては、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで支払いできません。

※FamiPayは、10万円をこえる納付書は支払いできません。

※領収証が必要な方は、金融機関の窓口またはコンビニにてお支払いください。

※決済手数料は無料ですが、インターネット通信料は利用者負担となります。

Q2.現在、空いている区画はどこですか。

A2.市役所都市計画課へ直接お問い合わせください。

Q3.火葬許可証を紛失してしまいましたが、再発行可能ですか。

A3.(常滑市で火葬した場合)市民窓口課で再発行可能です。(手数料:200円)

火葬から年数が経過している場合、再発行に時間がかかりますので事前に市民窓口課へお問い合わせください。

(常滑市以外で火葬した場合)火葬をした市町村にお問い合わせください。

Q4.改葬許可証は、どのような手順で取得できますか。

A4.以下の手順となります。

(1) 遺骨のある墓地・納骨堂の管理者から埋収蔵証明書を発行

(2) 遺骨を納骨している自治体にて改葬許可申請

(※常滑市の場合、生活環境課(市役所2階14番窓口)に申請してください。)

Q5.親が使用していた区画を継承しましたが、遠方にいるため管理できないので兄弟へ承継したいのですが、可能ですか。

A5.可能です。承継の手続きを行ってください。

4. よくあるFAQ

Q6.返還したいのですが、どのような手順で届出をしたらいいですか。

A6.以下の手順でお願いします。

STEP1. 納骨されている場合（該当しない場合、STEP2にお進みください）

▽改葬の手続きを行ってください。

- (1) 都市計画課で埋収蔵証明書を発行
- (2) 生活環境課で改葬許可申請を行う
- (3) 生活環境課より改葬許可証が発行

※移設先が決まっていない場合、改葬許可証が発行されませんのでご注意ください。

STEP2. 墓標等が設置されている場合（該当しない場合、STEP3にお進みください）

▽墓標等を撤去してください。

- (1) 墓標等を撤去する業者を選定
※業者の指定はありませんのでご自身で選定してください。
- (2) 工事着手前に、業者または使用者より工事着手届を都市計画課へ提出
- (3) 工事着手
- (4) 工事完了後に、業者または使用者より工事完了届を都市計画課へ提出

STEP3. 返還の手続き

▽返還の手続きをしてください。

- (1) 返還届を都市計画課へ提出

Q7.埋蔵物届を出さずに納骨をしてしまいました。手続き必要ですか。

A7.遑って手続きをしてください。

Q8.墓石の建立手続きと埋蔵手続きを石材店へ依頼していいですか。

A8.墓標等の建立または撤去等の工事に関する手続きは石材店へ依頼可能です。

その他手続き（埋蔵手続きや返還等）は使用者にて手続き行ってください。

Q9.管理料の引き落としを忘れていましたが、延滞金はかかりますか。

A9.延滞金はかかりません。期限内に支払いがない方に対して改めて納付書を送付します。送られてきた納付書でお支払いください。

Q10.管理料の引き落としに関するお知らせが届きましたが使用者が亡くなっているため引き落とし口座を変更したいのですが、可能ですか。

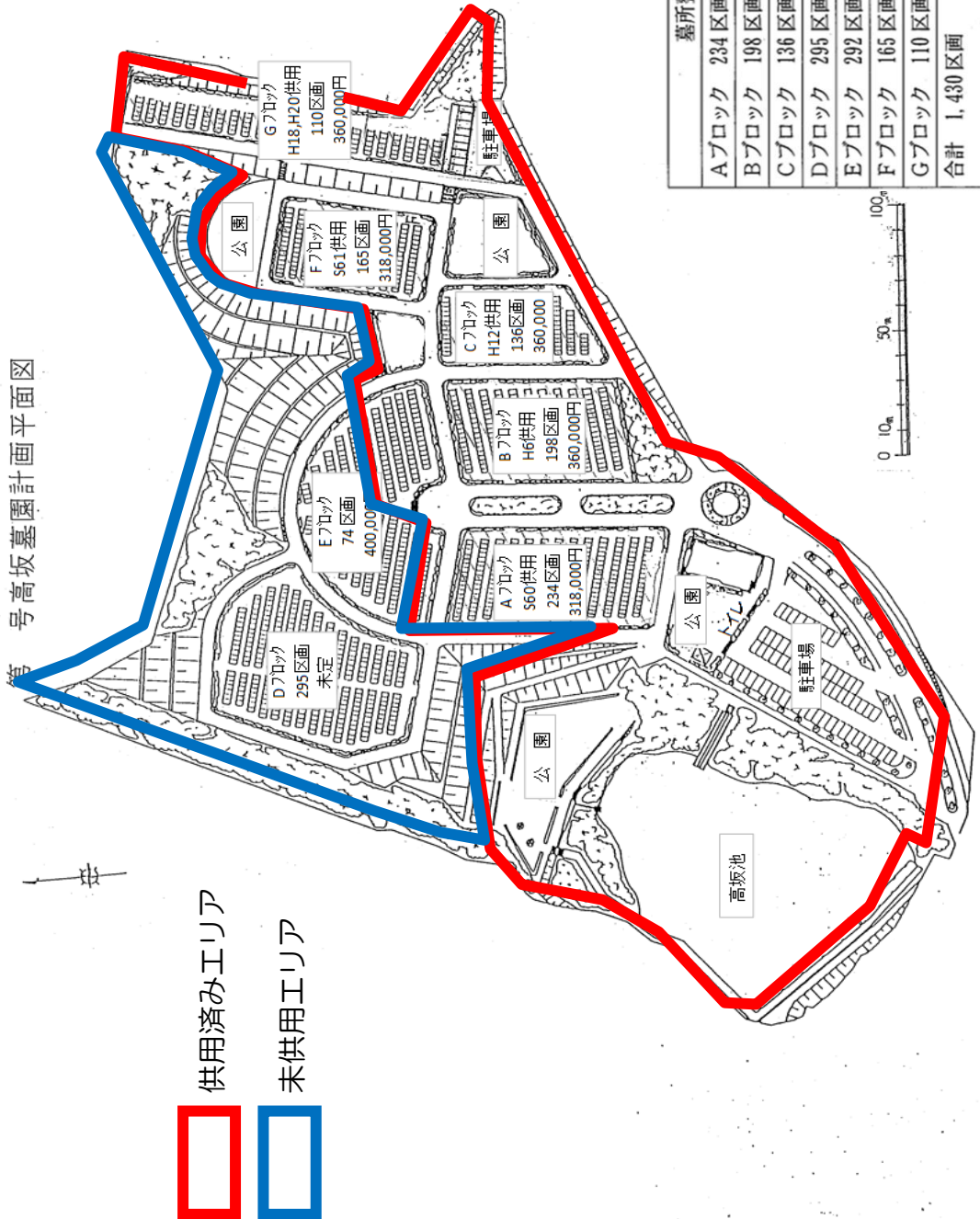
A10.管理料の引き落としに関するお知らせが届いた時点で、引き落とし口座の変更は、できません。改めて納付書を送付しますので、納付書にてお支払いください。送付時期については、市役所へお問い合わせください。

高坂墓園平面図

常滑都市計画墓園

第 号高坂墓園計画平面図

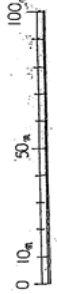
S=1 / N



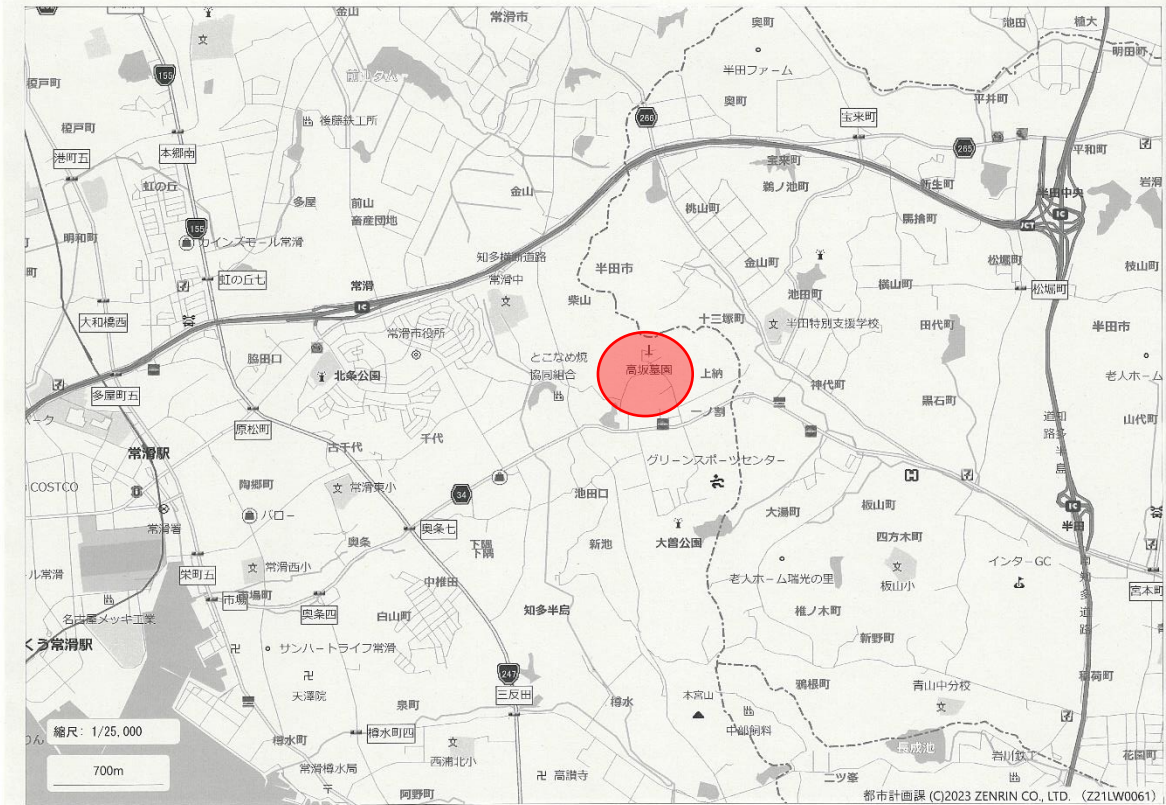
供用済みエリア
 未供用エリア

墓所整備状況表

Aブロック	234区画	S60 供用
Bブロック	198区画	H6 供用
Cブロック	136区画	H12 供用
Dブロック	295区画	未供用
Eブロック	292区画	H27 一部供用 (74区画)
Fブロック	165区画	S61 供用
Gブロック	110区画	H18、H20 供用
合計	1,430区画	供用 917区画 未供用 513区画



案内図



- ▽高坂墓園所在地: 常滑市字高坂23番地13
- ▽問い合わせ先: 常滑市役所建設部都市計画課 公園・区画整理チーム
- 住所: 常滑市飛香台3丁目3番地の5
- 電話: 0569-47-6122 (直通)
- FAX: 0569-35-5642
- E-mail: toshikei@city.tokoname.lg.jp